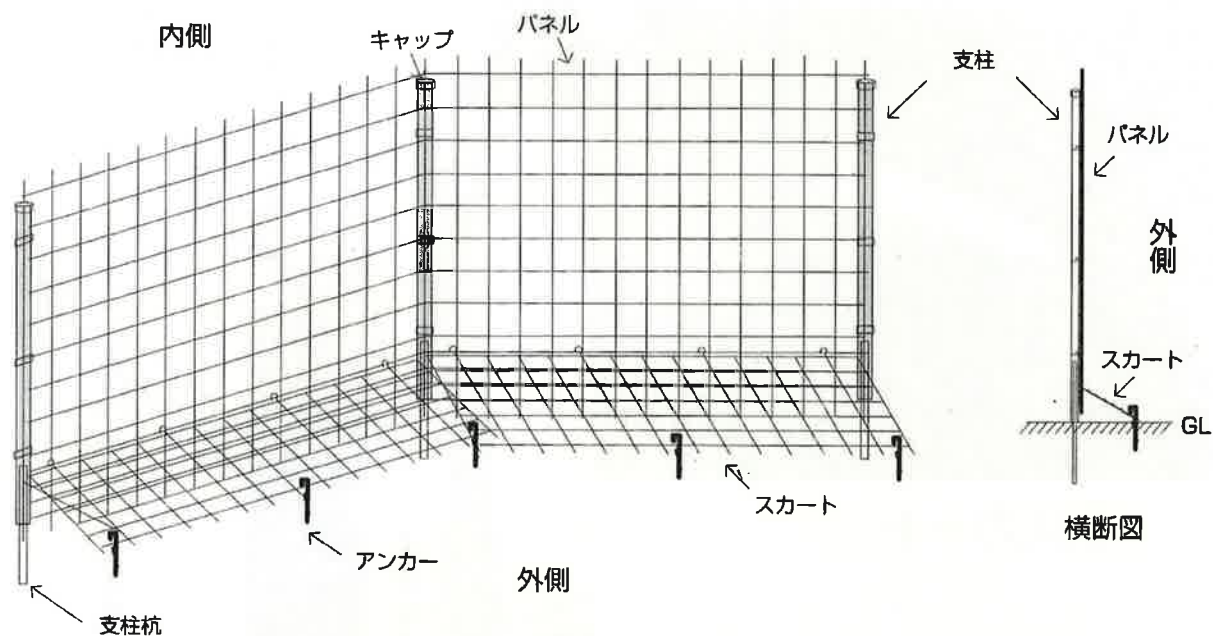


第3回町民会議での発言内容に対する補足説明について

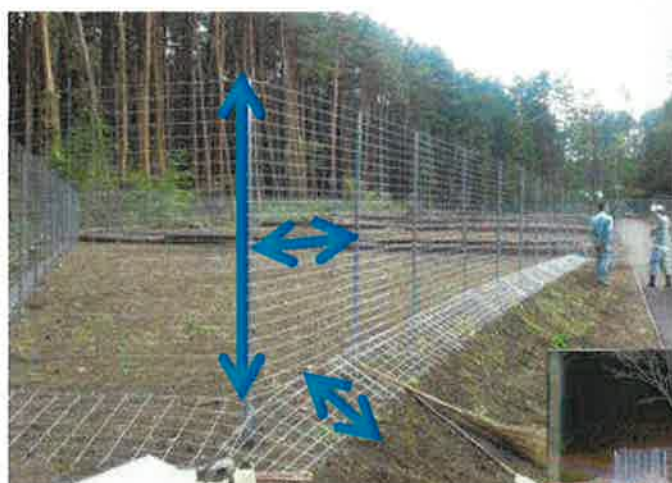
項目	内容
件名	仙石原すすき草原のシカ対策について
所管課	企画課
発言内容	<p>すすき草原について、シカ対策で湿生花園を含めた平地部分の全域をフェンスで囲うという話があります。観光面から考えると植物を保護するのも分かりますが、観光客が入れないように全部フェンスで囲うのは疑問に感じます。環境省は、シカが入れないように囲えば問題はないという感覚ですが、地元からすれば天然記念物を含め観光資源であるのに観光客は来なくて良いと言っているようなものです。</p> <p>この状況に対し町がどのようなスタンスで環境省と相談しているかが見えてこない。地元の観光協会が承諾したかどうかも分からない。我々も地元で観光業を営む一員なので、ある程度は観光客に見せることも考えて欲しいと思います。</p> <p>仮にフェンスで全部囲うのであれば、湿生花園から入った人しか見られない条件になる。現在の湿生花園で料金徴収しているのだから、町はフェンス内に入る際に料金徴収を考えていないのですか。また観光面からどう考えていますか。</p> <p>来年3月に行うすすき草原の山焼きは仙石原自治会が主体となります。この山焼き時にフェンスがあると、危険時の速やかな退去が出来ないため、かなり以前から調整を行っており、実行委員会の会合を開いた際は、環境省担当者、消防、町職員も来ていました。</p> <p>環境省担当者からは、現在途中まで整備されている歩道を完成させ、湿生花園も含め全部フェンスで囲うことが決定したような説明がありました。</p> <p>ここまで具体的な話が出ていて、消防や町職員まで出ているのに、町には話がないのか。これから先も町に話がないまま進んでいくのか。</p>
町回答 (会議時)	<p>1m80cm程度の高さで、地面から歩道側にスカートという形で潜り込めないフェンスを設置するというチラシは拝見したが、フェンスの区域や、どこで費用が誰が設置するのか、町は話を聞いていないのが現状です。</p> <p>環境省は、貴重なものがシカにより無くなると日本全体として損失だという考え方で話を進めていると思いますが、環境課、都市整備課に対して正式な話が来ていません。恐らく仙石原地域の中で環境省から会を開いて、今の箱根のシカの現状等を説明していると思いますが、箱根町が何をするかはまったく決定していない状況です。</p>
確認事項	環境省による仙石原すすき草原のシカ対策に対する町の対応状況について
所管課の回答	<p>現状</p> <p>当該地域におけるシカ対策については、専門家の意見を聴きながら関係機関による会議を開催し、検討してきました。そうした検討会において短期目標を達成するための手段として「植生保護柵の設置」が提言され、環境省が設置に向けた協議調整を関係機関と行いました。</p> <p>植生保護柵の設置範囲は箱根湿生花園を含む仙石原湿原側になります。仙石原湿原は神奈川県唯一の湿原であり、希少な植物が多く生育する場所であることから、従前より関係機関と協力し、自然環境保護に努めてきたところでもあります。景観への配慮については、視認性の高い構造で柵を設置するという事で認識しております。</p>
	<p>今後の対応</p> <p>町としては仙石原湿原の保護を優先すべきであると考えております。</p> <p>現在設置に向けた実施設計を環境省が行っており、環境省の予算において来年度植生保護柵を設置する予定となっております。植生保護柵の維持管理やその他の保護対策については、環境省や神奈川県、町の間で役割分担を協議していくものであります。</p>

1. 柵の構造(本体)

改良型ワイヤメッシュ柵



1. 柵の構造(本体)



- 高さ : 1.8m
- パネル幅 : 2m
- スカート長 : 50cm



1. 柵の構造(本体)



↑スカート

↓フック



1. 柵の構造(扉)



- 扉は2 m、3 m、4 m
- 自由に設置可能

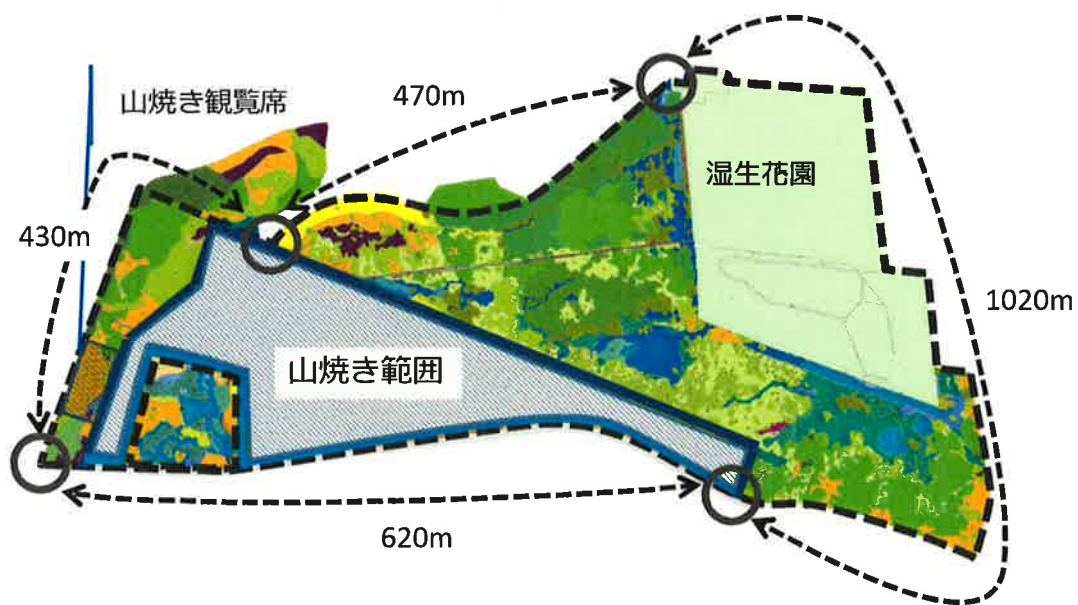


1. 柵の構造 一課題

課題	対策案
パネルの先端に針金が飛び出す	改良型を使うことにより、飛び出しを最小限にする
柵の部材から有害な化学物質が溶出して水質に影響を与える可能性がある	同様の柵を湿原にも設置しているが、影響があったという報告はない
歩道と地面の段差がある場所では柵を高くする必要がる	歩道に沿って設置することにより回避可能



2. 柵の設置範囲



- 植生保護柵 (予定)
- 草刈り (幅10m)
- 草刈り (幅5m)

春のイメージ写真

撮影日時：2016年5月23日， 天気：晴， 撮影時間：14:00 ごろ



写真Ⅱ-1 地点A 歩道沿い



写真Ⅱ-2 地点A 歩道沿い



写真Ⅱ-3 地点A 歩道沿い



写真Ⅱ-4 地点B 歩道沿い



写真Ⅱ-5 地点A 歩道から5m奥



写真Ⅱ-6 地点B 歩道から5m奥

夏のイメージ写真

撮影日時：2016年9月13日， 天気：曇， 時間：10:00頃



写真Ⅱ-7 地点A 歩道沿い



写真Ⅱ-8 地点A 歩道沿い



写真Ⅱ-9 地点A 歩道から5m奥



写真Ⅱ-10 地点A 歩道から5m奥



写真Ⅱ-11 地点B 歩道沿い



写真Ⅱ-12 地点B 歩道から5m奥

第3回町民会議での発言内容に対する補足説明について

項目	内容
件名	徴収対策の状況について
所管課	税務課
発言内容	<p>町税の徴収率について、90%の徴収率を見込み予算を組んでいるが、残りの10%はどうか。アクションプランの取組状況の説明では90%が91.2%に上がったと説明があったが、それで満足してもらっては困ります。物理的に困難な部分はあると思いますが、限りなく100%に近い徴収率にしてもらわないと、善良な納税者が損するような体制では困ります。改善方法として、県庁のOBを雇用し町税徴収のスキルアップを図ると位置付けているが、とっくに取組んでもらっていないのではなく、今から取組むなどと言っているのでは、町長の考えが全く染み透っていないと感じてしまいます。</p> <p>15年前、20年前とは言わないが、例えば10年滞納のものが何件でいくらあるか。8年のものはどうか。これは個人情報ではないので、会議時に、我々に数字を示してもらいたい。税務課の方々が努力して、何件でいくら成果が上がったという努力が見える数字を我々に提示して欲しい。</p>
町回答 (会議時)	各委員のフリートーク時の発言のため、町回答なし
確認事項	徴収対策の現状と具体的な成果について
所管課の 回答	<p>・ 県町の人事交流 県の制度を活用し、平成22年度から県徴収職員の短期受入を実施しているほか、平成28年度からは町職員を県税事務所に派遣し、徴収技術の向上を図っています。また更なる徴収体制強化のため、県のキャリアバンク制度への登録・度重なる個別折衝を行い、平成29年度から県税務職員OBの雇用の目途が立ちました。</p> <p>・ 納税折衝の取り組み 納税折衝においては、文書催告、訪問徴収、休日徴収などを実施しており、応じない滞納者に対しては、地元の銀行以外にも、都市銀行やネットバンクなど様々な金融機関への預金調査、生命保険会社への加入状況調査など可能な限り財産調査を実施し、預金・生命保険の差押を執行しています。また勤務先への給料照会も行い、差押を前提とした折衝や給料差押により債権確保を行うなど、公平な徴収となるように取り組み、町の歳入の根幹をなす町税の確保に努めております。差押した不動産の公売も実施していますが、見積価額の算定等、高度の作業もあるので慎重に実施しています。</p> <p>・ 新規滞納者を増やさない取り組み 新たな滞納者を生まないという強い姿勢の元、現年度滞納者の滞納整理にも力を入れております。その他、納付の利便性を高めるため、コンビニエンスストアでの納付や滞納になりにくい口座振替の推奨等も行っております。</p>
	具体的な 成果

【参考①】徴収事務に係る神奈川県との職員派遣・受入れ状況

1 町職員研修派遣状況

町職員を県税事務所に1名派遣し県税の徴収業務に携わる
ことにより 徴税技術の向上と県との連携強化を図る

期 間			人数
平成28年度	10月1日～3月31日	6ヶ月	1名

2 県短期派遣職員受入状況

町で県税務職員を一定の期間に受入れ、
町税の滞納整理の促進と町職員のスキルアップを図る

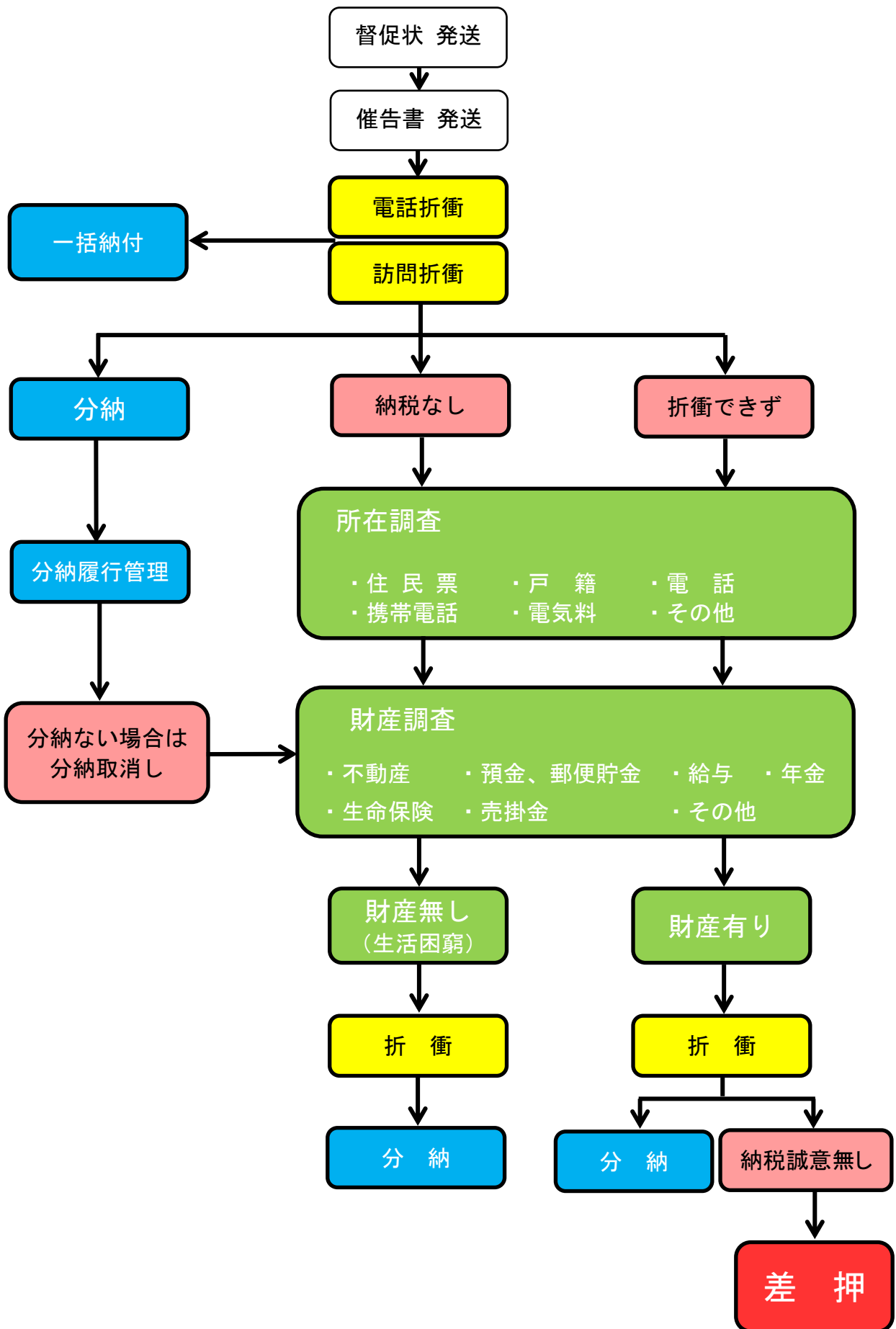
期 間			人数
平成22年度	10月1日～12月31日	3ヶ月	2名
平成23年度	7月1日～10月31日	4ヶ月	2名
平成24年度	5月1日～ 8月31日	4ヶ月	2名
平成25年度	6月1日～ 9月30日	4ヶ月	2名
平成28年度	12月1日～ 3月31日	4ヶ月	2名

3 県と町との徴収職員の人事交流（制度終了）

県と町で2年間各1名の税務職員を相互に受入れ各税の
徴収を行い、徴税技術の向上と県との連携強化を図る

期 間		人数
平成10～18・21・22年（11年間）	原則2年単位	のべ5名

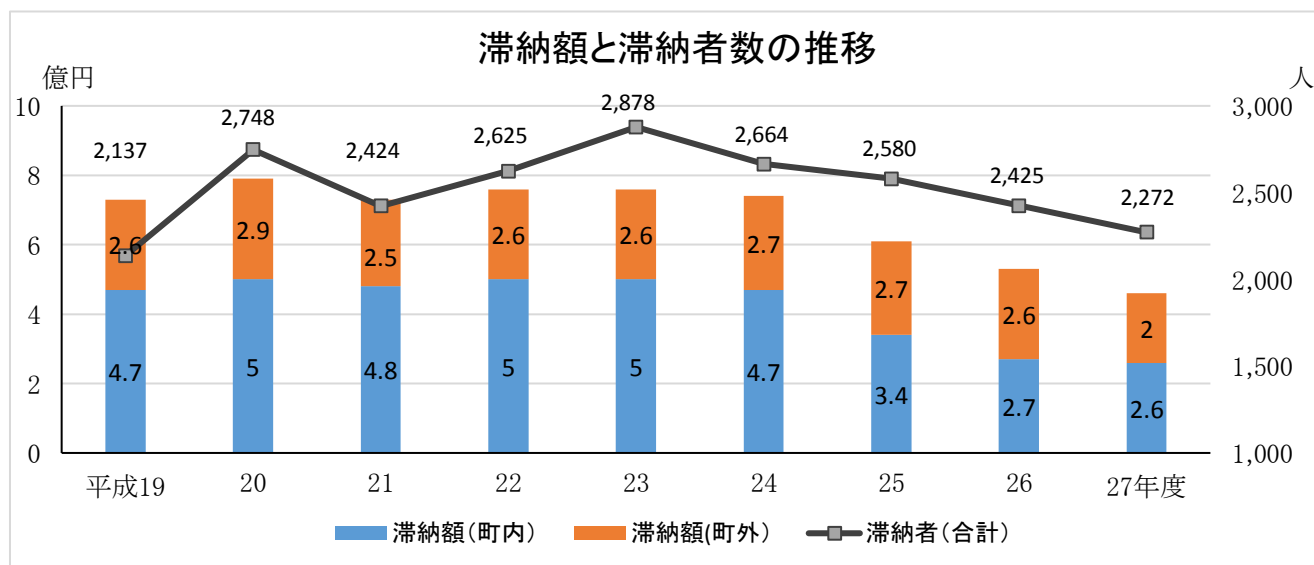
【参考②】滞納整理業務図（町税）



【参考③】 滞納者数と滞納額の推移

年度	町内		町外		計		滞納の割合※ (%)
	人数	滞納額	人数	滞納額	人数	滞納額	
19	975	4億6,767万円	1,162	2億6,272万円	2,137	7億3,039万円	10.0
20	1,298	4億9,519万円	1,450	2億8,669万円	2,748	7億8,188万円	10.7
21	1,184	4億7,895万円	1,240	2億5,452万円	2,424	7億3,346万円	10.0
22	1,239	4億9,903万円	1,386	2億6,342万円	2,625	7億6,245万円	10.6
23	1,071	4億9,595万円	1,807	2億6,448万円	2,878	7億6,043万円	10.5
24	1,221	4億7,144万円	1,443	2億6,877万円	2,664	7億4,021万円	10.7
25	1,117	3億3,731万円	1,463	2億6,872万円	2,580	6億0,604万円	8.7
26	1,064	2億7,298万円	1,361	2億6,358万円	2,425	5億3,657万円	7.8
27	959	2億6,262万円	1,313	1億9,528万円	2,272	4億5,790万円	7.1

※調定に対して滞納の占める割合 (%)



●滞納者数と滞納額について

- 平成24年度以降、滞納額、滞納者数ともに減少しており、これは、平成23年度の高額滞納者ワースト20のうち、11件が完納となったことが大きな要因と言えます。
- 平成27年度末時点での高額滞納者ワースト20の内訳
町内12件・町外8件
旅館業 7件、不動産業 10件、サービス業 2件、建設業 1件

第3回町民会議での発言内容に対する補足説明について

項目	内容
件名	徴収対策の状況について
所管課	保険年金課
発言内容	<p>町税の徴収率について、90%の徴収率を見込み予算を組むが、残りの10%はどうか。アクションプランの取組状況の説明では90%が91.2%に上がったと説明があったが、それで満足してもらっては困ります。物理的に困難な部分はあると思いますが、限りなく100%に近い徴収率にしてもらわないと、善良な納税者が損をするのでそのような体制では困ります。</p> <p>改善方法として、県庁のOBを雇用して、町税のスキルアップを図ると位置付けているが、とっくに取組んでもらってはいなくてはならず、今から取組むなどと言っているのでは、町長の考えが全く染み透っていないと感じてしまいます。</p> <p>15年前、20年前とは言わないが、例えば10年滞納のものが何件でいくらか。8年のものはどうか。これは個人情報ではないので、こういう会議のときに、我々に数字を示してもらいたい。税務課の方々が努力して、何件でいくらが上がったという努力が見える数字を我々に提示して欲しい。</p> <p>二点目は、国民健康保険が赤字ですが、医療費が高くなり、高齢化するのは箱根町に限らず日本全国が抱えている問題です。保険年金課が健康診断の通知を出すのはありがたいが、保険料の滞納者に対してどうしているか、努力の数字、現実の努力を我々に示していただきたい。</p>
町回答 (会議時)	各委員のフリートーク時の発言のため、町回答なし
確認事項	徴収対策の現状と具体的な成果について
所管課の回答	<p>現状</p> <p>現在、滞納者に対しては督促状の発送、電話催告、現地臨場、休日・夜間徴収及び、差押等の滞納整理を行っています。</p> <p>しかしながら、国民健康保険加入者が多く携わる観光産業の長期低迷や高齢化等で、被保険者収入が減少傾向にあり、加入者の約半数強が年間所得100万円以下、約8割が200万円以下であり、滞納繰越分をいまだに納付している被保険者も多い状況です。</p> <p>差押等の滞納整理については、庁内の収納業務担当で構成された債権回収対策連絡会を通じて町税と国保料については連携して差し押さえを実施していますが、差押対象財産も無く、給与や年金も差押禁止額以下の滞納者も多く、滞納整理が進まない状況です。</p> <p>その結果、滞納繰越分の収納率については常に県内で上位ですが、滞納者の多くが現年度分の支払いまで追いつかない状況の中、現年度分につきましては、県内でも下位となっています。</p> <p>そのような状況の中、新規の滞納防止の観点から、昨年度より、従来、金融機関での受付のみであった、口座振替依頼を役場保険年金課及び町内各出張所でも受付できるようにし、窓口対応時の口座振替勧奨を強化いたしました。</p> <p>また、コンビニエンスストア収納については、導入以来、金融機関の営業時間内に行けない方や、転出先に指定金融機関がない方が多く利用し、収納件数が年々増えており、当町においては金融機関の数も少なく、納付機会の確保には大変有効となっていることから、今後も引き続き、広報等により利便性をPRしていきます。</p>

項 目	内 容																						
所管課の回答 具体的な成果	<ul style="list-style-type: none"> 徴収率 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th colspan="2">現年度</th> <th colspan="2">滞納繰越分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26</td> <td>87.31%</td> <td>(県内33位)</td> <td>32.18%</td> <td>(県内1位)</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>86.93%</td> <td>(県内33位)</td> <td>27.16%</td> <td>(県内5位)</td> </tr> </tbody> </table>				年度	現年度		滞納繰越分		26	87.31%	(県内33位)	32.18%	(県内1位)	27	86.93%	(県内33位)	27.16%	(県内5位)			
	年度	現年度		滞納繰越分																			
	26	87.31%	(県内33位)	32.18%	(県内1位)																		
	27	86.93%	(県内33位)	27.16%	(県内5位)																		
	<ul style="list-style-type: none"> 差押執行件数 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>差押</th> <th>参加差押</th> <th colspan="2">交付要求</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26</td> <td>15件</td> <td>2件</td> <td colspan="2">7件</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>5件</td> <td>1件</td> <td colspan="2">3件</td> </tr> </tbody> </table>				年度	差押	参加差押	交付要求		26	15件	2件	7件		27	5件	1件	3件				
	年度	差押	参加差押	交付要求																			
	26	15件	2件	7件																			
	27	5件	1件	3件																			
	<ul style="list-style-type: none"> 滞納世帯数 	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決算年度 時点</th> <th rowspan="2">当初賦課 世帯数</th> <th colspan="3">滞納世帯数</th> </tr> <tr> <th>現年度のみ</th> <th>現年度及び過年度</th> <th>過年度のみ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26</td> <td>2,582世帯</td> <td>230世帯</td> <td>261世帯</td> <td>265世帯</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>2,563世帯</td> <td>278世帯</td> <td>278世帯</td> <td>271世帯</td> </tr> </tbody> </table>				決算年度 時点	当初賦課 世帯数	滞納世帯数			現年度のみ	現年度及び過年度	過年度のみ	26	2,582世帯	230世帯	261世帯	265世帯	27	2,563世帯	278世帯	278世帯	271世帯
	決算年度 時点	当初賦課 世帯数	滞納世帯数																				
現年度のみ			現年度及び過年度	過年度のみ																			
26	2,582世帯	230世帯	261世帯	265世帯																			
27	2,563世帯	278世帯	278世帯	271世帯																			
<p>平成27年度の徴収率・差押執行件数及び滞納世帯数については、大涌谷噴火の影響により悪化したもの。 (国民健康保険加入者のうち、44.6%が65才以上の高齢者であり、就労先は旅館・ホテル等の非正規雇用であることから、噴火の影響による観光客減の影響が直撃し、シフトの多くまたはすべてがなくなり、収入がなく、生活費にも困窮する加入者が多くでた。) 平成28年度については平成26年度並みに改善する見込みである。</p>																							

第3回町民会議での発言内容に対する補足説明について

項目	内容	
件名	債権回収連絡会議による成果について	
所管課	税務課	
発言内容	<p>町税の徴収率について、90%の徴収率を見込み予算を組んでいるが、残りの10%はどうか。アクションプランの取組状況の説明では90%が91.2%に上がったと説明があったが、それで満足してもらっては困ります。物理的に困難な部分はあると思いますが、限りなく100%に近い徴収率にしてもらわないと、善良な納税者が損するような体制では困ります。改善方法として、県庁のOBを雇用して、町税徴収のスキルアップを図ると位置付けているが、とっくに取組んでもらっていないのではなく、今から取組むなどと言っているのでは、町長の考えが全く染み透っていないと感じてしまいます。</p> <p>15年前、20年前とは言わないが、例えば10年滞納のものが何件でいくらあるか。8年のものはどうか。これは個人情報ではないので、会議時に我々に数字を示してもらいたい。税務課の方々が努力して、何件でいくら成果が上がったという努力が見える数字を我々に提示して欲しい。</p> <p>三点目として、滞納状況について各課の連絡会議を開いていると言いますが、我々は、会議を設置したことによる成果を聞きたい。そうすれば、箱根町が苦しくて固定資産税超過課税を実施しているが、役場も一所懸命、努力しているのでやむを得ないと納得する部分がありますが、今までの説明では努力の結果が一切我々に明かされていないので、私はそれを知りたい。</p> <p>税務課で、滞納している人のところに行くのは嫌な仕事です。しかし、なんとかお茶を濁して、余裕があったら払って下さいという子どもの使用のような仕事では困ります。だから税務課の方がどう努力をして、数字はようになったか成果を提示していただきたいと思います。</p>	
町回答 (会議時)	各委員のフリートーク時の発言のため、町回答なし	
確認事項	債権回収連絡会議による成果について	
所管課の 回答	現 状	債権回収連絡会議は、財務課長を会長に税務課、保険年金課、健康福祉課、上下水道温泉課、学校教育課の各課長で構成しており、各課の徴収担当職員を行動班として、平成20年度から研究、検討を行っております。滞納整理の知識の向上、高額案件の情報交換、債権の一元化へ向けての取り組み、各課が直面している課題などを研究・検討しているものです。
	具体的な 成果	滞納整理の知識の向上につきましては、県職員による講習会の実施により、徴収技術の向上や各課のフローチャートの作成を実施しました。債権一元化に向けては、収納事務を効率化するための問題点の洗い出しにより課題の確認をしました。具体的な課題としては、高額滞納者などの情報交換や支払督促の研究などが挙げられます。なお、具体的な成果として学校教育課では奨学金の支払督促を実施し回収を進めました。当会議は情報共有と調査・研究を目的としており、直接的に滞納額の圧縮に結びつくものではありませんが、先進事例や事務の効率化等の研究により滞納整理の推進を図っているものです。

第3回町民会議での発言内容に対する補足説明について

項 目	内 容
件名	スクールバスの有効活用について
所管課	学校教育課
発言内容	<p>前回、提案したスクールバスの活用について、現状の運用方法の中で追加利用は難しいという回答でしたが、非常に残念であり、まだ諦めきれない部分があります。今の契約でどの程度の運用方法なのか、契約の内容を分かる範囲で、もしくは次回までに情報提供をお願いしたい。</p> <p>これまで以上に使うと費用が掛かるというが、本当にそうなるのか。現在、学校で朝夕使って、日中にプールに通うなどの運行をしているが、その運行スケジュールの情報をいただき、その中で本当に難しく、費用が掛かるのか判断をさせていただきたい。また、土日の運行についても全く駄目なのか聞きたいと思います。</p> <p>また、勤務内容について朝夕の送迎があり、日中が空いていることもあるので、その勤務時間、体系の契約がどうなっているか知りたいです。また、町でバスを購入し箱根登山バスと整備や人件費を含めた契約をしていると思いますが、この金額を知りたいです。</p> <p>また、契約期間は平成34年までですが、契約の変更は一切認められないのか。費用が若干かかりつつも、地域の子どもたちのために使えないのか。その辺の情報を知りたいので、ぜひお願いしたいです。</p>
町回答 (会議時)	会議時は町回答なし
確認事項	スクールバスの通常の送り迎え以外の活用状況と今後の活用について
所管課の回答 現 状	<p>スクールバスは、3小学校を統合した平成20年4月に、町が箱根登山バス(株)に車両の調達・整備・運行を一括して委託し、箱根の森小学校のために導入したものであり、現在でもその前提の下で有効に運用しています。</p> <p>運行スケジュールについては、箱根の森小学校の登下校は同校において、校(園)外行事は各小・中学校、幼稚園・保育園・幼児学園において、さくら館温水プール利用は教育委員会において、それぞれ計画しています(別紙参照)。</p> <p>土・日・祝日他、夏休み等の休業日については、契約に基づき、年間30日程度の範囲内(さくら館温水プール利用で20日、校(園)外行事等で10日程度)で運行しています。</p> <p>契約金額については、国土交通省の通達に基づき、バスが走行する距離と時間に単価と稼働率を乗じて算出しており、1年間あたり27,495,450円(消費税込み)です。</p> <p>また、契約変更については、その必要がある場合のみ、町と契約相手方である箱根登山バス(株)との間で協議・合意の上、締結することになります。</p>

平成28年度 箱根の森小学校 スクールバス運行表【年間】

《登校時》

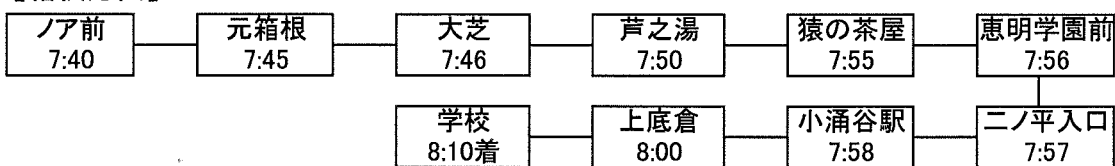
【強羅・早雲山方面】



【温泉方面】



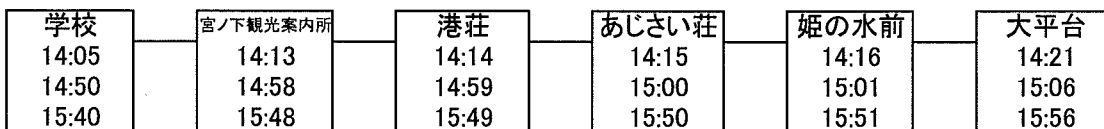
【箱根方面】



《下校時 通常日課》

学校 14:10 14:55 15:45 (15:55)	強羅駅 14:20 15:05 15:55 (16:05)	彫刻の森 14:25 15:10 16:00 (16:10)	ニノ平 14:26 15:11 16:01 (16:11)	ニノ平入口 14:27 15:12 16:02 (16:12)	バス停 上段 4校時下校 中段 5校時下校 下段 6校時下校
--	---	--	---	---	---

※5校時下校の学年がある場合()内の時刻になります。



震度5弱以上の地震が発生したら、保護者の引き取りをお願いします。
学校からは連絡をしません。(学校82-3038)

さくら館における水泳学習日程及びスクールバス運行表

①湯本小学校【バス台数:3台】

☆利用日時等

月 日	学年等	乗車児童数	利用時間
5月23日(月)	1・2・3年	37人	●1・2時間目
	4・5・6年	49人	▲3・4時間目
5月30日(月)	1・2・3年	37人	●1・2時間目
	4・5・6年	49人	▲3・4時間目
6月13日(月)	1・2・3年	37人	●1・2時間目
	4・5・6年	49人	▲3・4時間目
7月 4日(月)	1・2・3年	37人	●1・2時間目
	4・5・6年	49人	▲3・4時間目

★スクールバス発着時間

	行 き		帰 り	
	学校発	さくら館着	さくら館発	学校着
●1・2時間目【1台】	8:40	9:10	10:40	11:10
▲3・4時間目【2台】	10:00	10:30	11:55	12:25

※▲3・4時間目【2台】には、湯本幼児学園の園児・先生も同乗

②箱根の森小学校【バス台数:2台】

☆利用日時等

月 日	学年等	乗車児童数	利用時間
6月6日(月)	1・2年	59人	▲3・4時間目
	3・4年	48人	■5.6時間目
6月13日(月)	3・4年	48人	■5.6時間目
6月15日(水)	1・2年	59人	▲3・4時間目
6月20日(月)	5・6年	53人	■5.6時間目
6月21日(火)	1・2年	59人	●1・2時間目
	3・4年	48人	▲3・4時間目
6月27日(月)	5・6年	53人	■5.6時間目
7月 1日(金)	1・2年	59人	▲3・4時間目
7月 4日(月)	5・6年	53人	■5.6時間目
	3・4年	48人	▲3・4時間目
7月11日(月)	5・6年	53人	■5.6時間目
	3・4年	48人	○1・2時間目
8月29日(月)	1・2年	59人	△2・3時間目
	5・6年	53人	□3・4時間目

★スクールバス発着時間

	行 き		帰 り	
	学校発	さくら館着	さくら館発	学校着
●1・2時間目	8:45	8:50	10:20	10:25
▲3・4時間目 ()は6/21(火)	10:40 (10:15)	10:45 (10:20)	12:05 (11:55)	12:10 (12:00)
■5・6時間目	13:50	13:55	15:20	15:25

8月29日(月)	行 き		帰 り	
	学校発	さくら館着	さくら館発	学校着
○1・2時間目	8:25	8:35	10:00	10:10
△2・3時間目	9:25	9:35	11:00	11:10
□3・4時間目	10:25	10:35	12:00	12:10

※8月29日(月)は、全校登校日で12:10一斉下校

③仙石原小学校【バス台数:2台】

☆利用日時等

月 日	学年等	乗車児童数	利用時間
6月 6日(月)	1・2・3年	50人	●1・2時間目
6月15日(水)	1・2・3年	50人	●1・2時間目
6月20日(月)	1・2・3年	50人	●1・2時間目
	4・5・6年	55人	▲3・4時間目
6月27日(月)	1・2・3年	50人	●1・2時間目
	4・5・6年	55人	▲3・4時間目
7月 1日(金)	4・5・6年	55人	●1・2時間目
7月11日(月)	4・5・6年	55人	●1・2時間目

★スクールバス発着時間

	行 き		帰 り	
	学校発	さくら館着	さくら館発	学校着
●1・2時間目	8:45	8:55	10:15	10:25
▲3・4時間目	10:40	10:50	12:05	12:15

※スクールバスには、上記乗車児童数に加えて、各学校・園の先生が5名程度乗車します。

さくら館温水プール利用時 スクールバス運行予定表【箱根の森小学校】

◎ 運行日

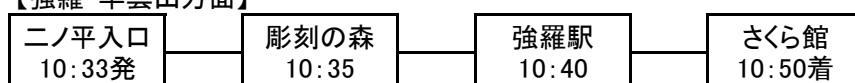
運行時間帯	月	火	水	木	金	土	日
午前	/	7/26	27	28	29	30	/
	/	8/2	3	4	5	6	/
午後	/	16	17	18	19	20	/
	/	23	24	25	26	27	/

※ 上表に記載していない日は、運行しませんのでご注意ください。

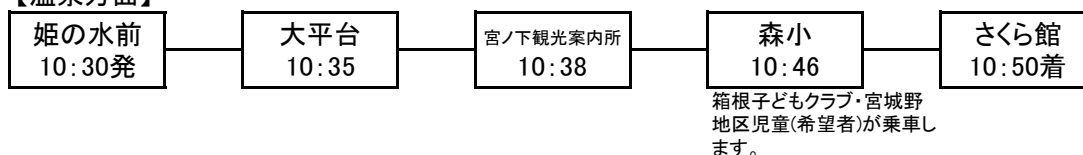
◎ 運行時間・発着場所【午前】 7月26日～8月6日

《 行き 》

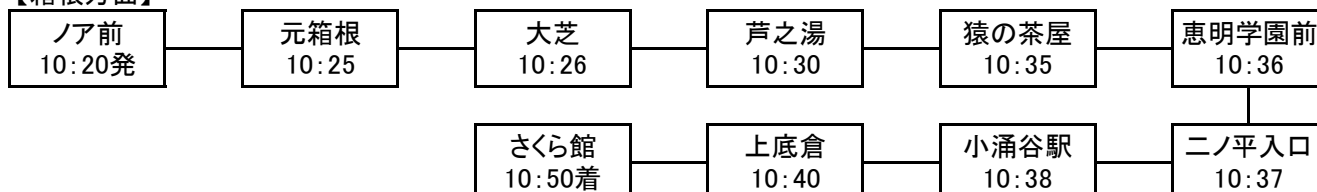
【強羅・早雲山方面】



【温泉方面】

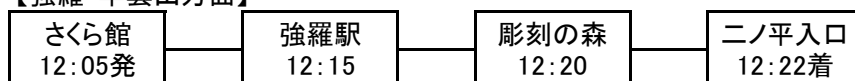


【箱根方面】

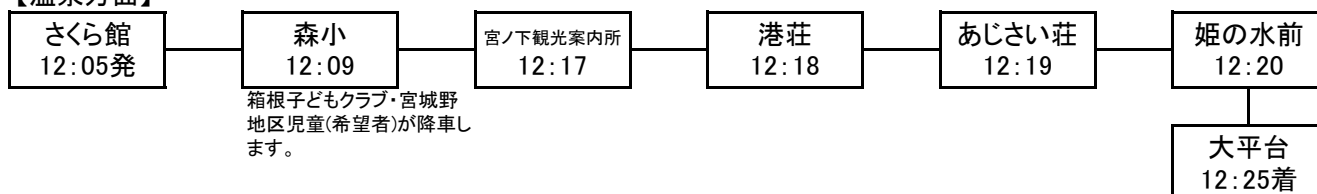


《 帰り 》

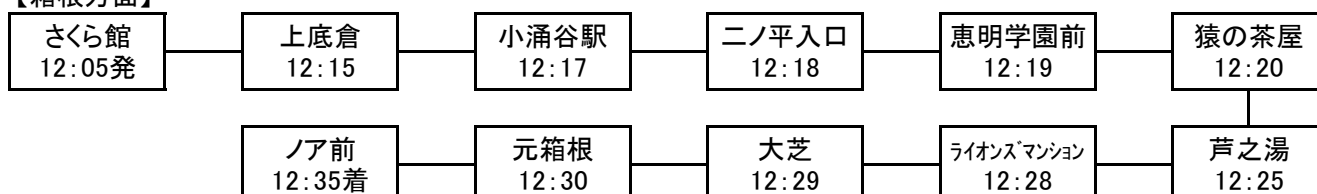
【強羅・早雲山方面】



【温泉方面】



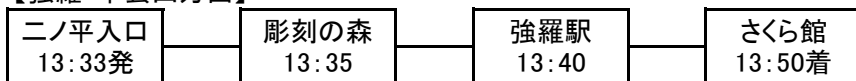
【箱根方面】



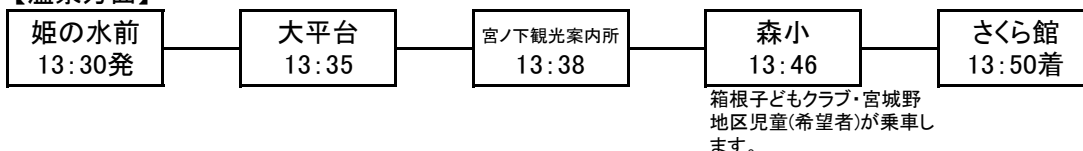
◎ 運行時間・発着場所【午後】 8月16日～8月27日

《 行き 》

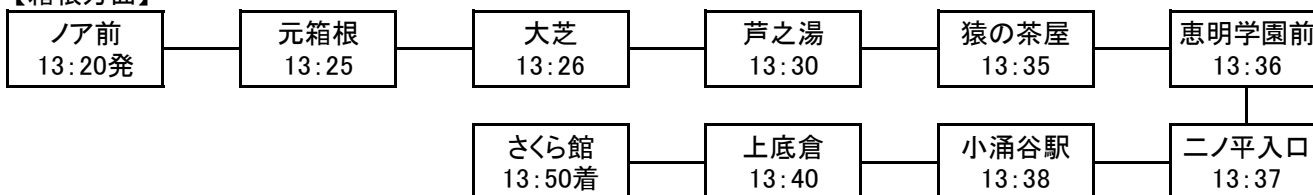
【強羅・早雲山方面】



【温泉方面】

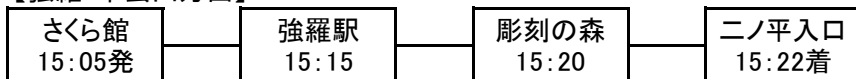


【箱根方面】

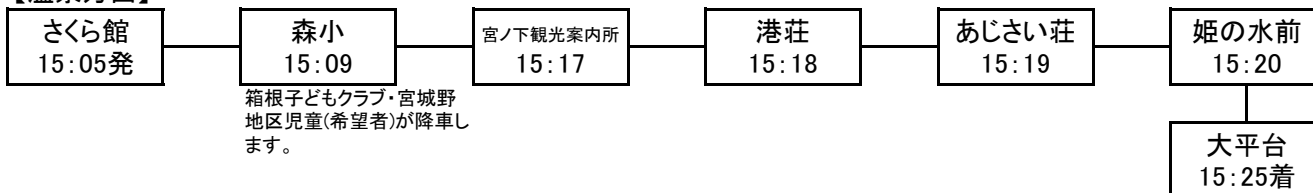


《 帰り 》

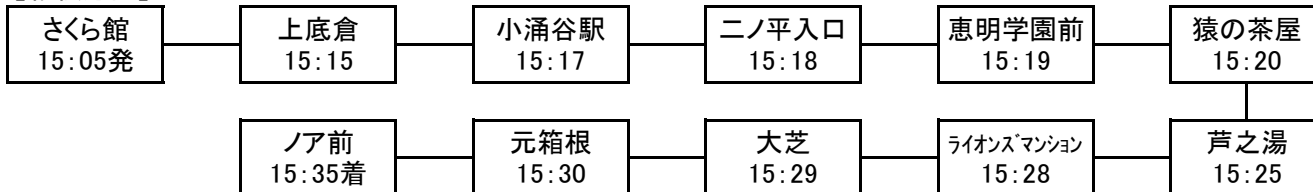
【強羅・早雲山方面】



【温泉方面】



【箱根方面】



※ 次の場合は、スクールバスの運行を中止します(その判断及び保護者等への連絡は、学校が行います)。

- 警報(大雨、洪水、暴風)が発令された場合
【注意報(大雨、洪水、強風)発令時においても、警報レベルに発展しそうな恐れがある場合を含みます。】
- 幹線道路が通行止めになった場合
- 震度5弱以上の地震が発生した場合

さくら館温水プール利用時 スクールバス運行予定表【仙石原小学校】

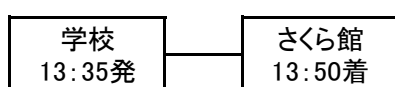
◎ 運行日

運行時間帯	月	火	水	木	金	土	日
午後		7/26	27	28	29	30	
		8/2	3	4	5	6	
午前		16	17	18	19	20	
		23	24	25	26	27	

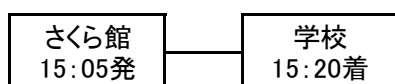
※ 上表に記載していない日は、運行しませんのでご注意ください。

◎ 運行時間・発着場所【午後】 7月26日～8月6日

《 行き 》

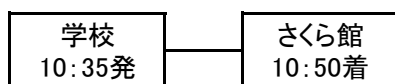


《 帰り 》

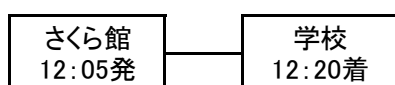


◎ 運行時間・発着場所【午前】 8月16日～8月27日

《 行き 》



《 帰り 》



※ 学校におけるスクールバス発着場所は、仙石原幼児学園側の来校(園)者用駐車場です。

※ 次の場合は、スクールバスの運行を中止します。

- 警報(大雨、洪水、暴風)が発令された場合
【注意報(大雨、洪水、強風)発令時においても、警報レベルに発展しそうな恐れがある場合を含みます。】
- 幹線道路が通行止めになった場合
- 震度5弱以上の地震が発生した場合